

草 監 第 1 6 9 号  
平成 2 0 年 2 月 2 2 日

草加市議会議長 芝 野 勝 利 様  
草 加 市 長 木 下 博 信 様  
草加市教育委員会  
委 員 長 國 澤 正 和 様

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 瀬 戸 健 一 郎

#### 随時監査の結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 5 項の規定に基づき実施しました随時監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

#### 1 監査対象部局

(1) 草加市教育委員会（学校教育部）

#### 2 監査の実施期間

平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日から平成 2 0 年 2 月 1 4 日まで

#### 3 監査の範囲

平成 1 9 年度に執行された財務に関する事務

（小・中学校費の学校管理費及び教育総務費の自然の家費に係る修繕料）

ただし、必要と認めた場合は、平成 1 8 年度についても監査の範囲としました。

#### 4 監査の実施方法

監査対象部局の小・中学校費の学校管理費及び教育総務費の自然の家費に係る修繕料が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき

監査手続により実施する。

## 5 監査の結果

監査の結果、事務の執行に適正を欠くものが見受けられました。

なお、次の事項について、改善措置の必要があると認めましたので、適切な措置を講じられたい。

### 【学校教育部 総務企画課】

#### (1) 小中学校及び奥日光自然の家の修繕について

施設の修繕が緊急修繕として扱われ、随意契約として見積が草加市契約規則第13条の2のただし書きの規定を適用し、1人だけとなっています。

また、同一場所、同様な修繕内容、修繕時期が同一時期であっても、一件の修繕とせず、恣意的に分割しているように見受けられ、分割する理由に合理性が認められません。

さらに、修繕内容が11節需用費、細節修繕料にそぐわないものが見受けられます。

修繕については、地方自治法施行令第167条の2、草加市契約規則、草加市事務決裁規則、市長の権限に属する予算執行事務の補助執行規則、草加市教育委員会事務決裁規則等を遵守するとともに、地方自治法施行規則第15条第2項の規定による節の区分に基づいた適正な予算執行をされたい。

#### (2) 修繕料の支払いについて

草加小学校他4校各所花壇修繕については、見積書の金額と相違した金額で請書を取り交わし、支払いまで完了していますが、適正に是正されたい。

#### (3) 修繕業務の処理体制について

修繕業務の執行については、見積徴取、発注、契約締結、支払いまでがすべて同じ担当部署で行われています。見積徴取から完成後の確認に至る一連の事務執行が適正かつ効率的に行われ、誤謬の発見や不正につながる行為等を未然に防止するためにも、法令等に準拠し慎重に事務処理をすることが重要であります。その事務処理が信頼性や透明性を確保する上から、内部統制の働いた対応を図られたい。